

目次

規則

- 森林組合法施行細則の一部を改正する規則（水産林政総務課）
- 沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産業振興課）
- 特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産業基盤整備課）
- 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（漁港整備推進室）
- 森林法施行細則の一部を改正する規則（森林整備課）
- 港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）
- 入港料条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）
- 財務規則の一部を改正する規則（出納総務課）

告示

- 出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示（出納総務課）
- 平成8年宮城県告示第412号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正（契約課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 37 号 森林組合法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 38 号 沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 39 号 特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 40 号 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 41 号 森林法施行細則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 42 号 港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 43 号 入港料条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 44 号 港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 45 号 財務規則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和54年宮城県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="259 427 454 459"><u>（書類の経由）</u></p> <p data-bbox="215 475 1133 587">第8条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、提出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する地方振興事務所長を経由しなければならない。</p> <p data-bbox="215 647 555 679">様式第29号（第2条関係）</p> <div data-bbox="244 691 1128 975" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p data-bbox="495 735 880 807" style="text-align: center;">清算終了届出書 [略]</p><p data-bbox="286 818 479 890">添付書類 1・2 [略]</p></div>	<p data-bbox="1200 427 1485 459"><u>（提出書類の部数等）</u></p> <p data-bbox="1155 475 2074 587">第8条 法又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、<u>正副2通とし</u>、提出者の住所地又は主たる事務所の所在地を所管する地方振興事務所長を経由しなければならない。</p> <p data-bbox="1155 647 1496 679">様式第29号（第2条関係）</p> <div data-bbox="1187 691 2072 975" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p data-bbox="1435 735 1821 807" style="text-align: center;">清算終了届出書 [略]</p><p data-bbox="1229 818 1496 930">添付書類 1・2 [略] <u>3 登記事項証明書</u></p></div>

様式第30号（第3条関係）

登 記 完 了 届 出 書

[略]

組合等登記令第 条第 項の規定により登記を完了した
ので、森林組合法施行細則第3条の規定により、届け出ます。

様式第30号（第3条関係）

登 記 完 了 届 出 書

[略]

組合等登記令第 条第 項の規定により、登記を完了し
たので、森林組合法施行細則第3条の規定により登記事項証明
書を添えて届け出ます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の森林組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同表8の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表9の項中「2年」とあるのは「5年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同表10の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表11の項及び12の項中「5年」とあるのは「8年」と、別表第2号の表1の項中「3年」とあるのは「6年」と、「2年」とあるのは「5年」と、同表2の項中「7年」とあるのは「10年」と、同表3の項中「3年」とあるのは「6年」と、別表第3号の表1の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表2の項中「5年」とあるのは「8年」と、同表3の項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同表8の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表9の項中「2年」とあるのは「5年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同表10の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表11の項及び12の項中「5年」とあるのは「8年」と、別表第2号の表1の項中「3年」とあるのは「6年」と、「2年」とあるのは「5年」と、同表2の項中「7年」とあるのは「10年」と、同表3の項中「3年」とあるのは「6年」と、別表第3号の表1の項中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、同表2の項中「5年」とあるのは「8年」と、同表3の項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年宮城県規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び第2項並びに法第30条第1項及び第2項の規定による報告は、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と漁獲量等の報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（次項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、<u>漁獲割当管理区分における特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係る報告にあつては様式第1号の1により、漁獲割当管理区分における特別管理特定水産資源に係る報告にあつては様式第1号の2により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び法第30条第1項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 法第26条第1項及び法第30条第1項の規定による報告は、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と漁獲量等の報告をする者（以下「報告者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定により行われた報告は、同項の県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に報告されたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては様式第1号により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては様式第2号により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号により行うことができる。</u></p>

を除く。)における特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係る報告にあつては様式第2号の1により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）における特別管理特定水産資源に係る報告にあつては様式第2号の2により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第3号により行うことができる。

3 [略]

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第1号の1（第2条関係）

特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

[略]

1・2 [略]

(記載要領)

1・2 [略]

3・4 [略]

4 [略]

様式第1号（漁業法第26条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

[略]

1・2 [略]

(記載要領)

1・2 [略]

3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。

4・5 [略]

様式第 1 号の 1 の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報
報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意書

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号の1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～3 [略]</p> </div>	<p>様式第2号（漁業法第30条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>（記載要領）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。</p> </div>

様式第2号の1の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（kg）	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第3号 <u>(第2条関係)</u> [略]</p> <p>様式第4号 <u>(第3条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状 及び個人情報の取扱いに関する同意書 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2 [略]</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、<u>法第26条第1項及び第2項並びに法第30条第1項及び第2項</u>の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。 [略]</p> </div>	<p>様式第3号 <u>(漁業法第30条関係)</u> [略]</p> <p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状 及び個人情報の取扱いに関する同意書 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><input type="checkbox"/> 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p><input type="checkbox"/> 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）</p> <p>2 [略]</p> <p>（記載要領）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、<u>法第26条第1項及び法第30条第1項</u>の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。 [略]</p> </div>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定によるものとみなす。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和51年宮城県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条 [略]</p> <p><u>（実施計画の認定申請）</u></p> <p>第14条 法第42条第1項の規定による認定を受けようとする者は、漁港施設等活用事業実施計画認定申請書（様式第16号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>省令第37条第1項各号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>前年度に係る法人税の納税証明書</u></p> <p>(3) <u>誓約書（様式第17号）</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></p> <p><u>（実施計画の変更申請）</u></p> <p>第15条 前条の認定を受けた者は、当該認定を受けた実施計画について法第43条第4項の規定による変更をしようとするときは、漁港施設等活用事業実施計画変更認定申請書（様式第18号）に、前条各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p><u>（漁港水面施設運営権の認定申請）</u></p> <p>第16条 法第50条第1項の規定による認定を受けようとする者は、第14条に規定する書類を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>（漁港水面施設運営権の移転許可申請）</u></p> <p>第17条 法第55条第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第43条の申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しな</p>	<p>第13条 [略]</p>

ればならない。

- (1) 省令第43条各号に掲げる書類
- (2) 第14条第2号及び第3号に掲げる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(漁港水面施設運営権の更新申請)

第18条 漁港水面施設運営権を有する者は、その存続期間について法第57条第2項の規定による更新を受けようとするときは、当該存続期間の満了の日の1年前までに、漁港水面施設運営権に係る存続期間更新申請書（様式第19号）に、省令第46条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第19条 [略]

第14条 [略]

様式第15号の次に次の4様式を加える。

様式第16号（第14条関係）

（第1面）

漁港施設等活用事業実施計画認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第42条第1項の規定により、
漁港に係る実施計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(第2面)

漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の実施期間及びその内容

①実施期間
②漁港施設等活用事業の内容

備考

- (1) 漁港施設等活用事業の実施期間は、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた実施期間の範囲内とすること。
- (2) 漁港施設等活用事業の内容は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とし、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」、「漁港の区域内における水域の占有」、「漁港の区域内における公共空地の占有」、「漁港水面施設運営権の設定」又はその他により実施しようとする漁港施設等活用事業の内容を区別して記載すること。

③基本施設の利用方法等

備考 漁港施設等活用事業の内容について、基本施設を第三者に利用させる内容を含む場合は、第三者の利用方法及び料率を定めて記載すること（その記載がない場合は、別途、漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項の規定により、漁港管理者の認可が必要となるので留意すること。）。

(第3面)

2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平面図

備考 漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、その場所及び範囲が明らかとなるよう平面図に示すこと。

(貸付けを受けようとする漁港施設の種類の等)

施設名	漁港施設の種類の	施設所有者	数量	貸付期間

備考

- (1) 貸付けを受けようとする漁港施設について、当該漁港施設ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応がわかるよう施設名を示すとともに、その種類、その所有者、その数量(用地にあっては面積、防波堤及び岸壁等にあっては延長、建屋にあっては棟数等)及び貸付期間を記載すること。
- (2) 漁港施設の種類のは、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載すること。

(占有をしようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (㎡)	占有の期間

(占有をしようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (㎡)	占有の期間

備考 占有をしようとする漁港の区域内の水域及び公共空地について、当該水域及び公共空地ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示すとともに、占有の面積及びその期間を記載すること。

(第4面)

3 2に定めた漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模
その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

①活用事業施設名
②活用事業施設の種類
③活用事業施設の規模
④活用事業施設の目的、事業に対する位置付け
⑤設置位置
⑥漁港施設の形質の変更内容
⑦水域及び公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

備考

- (1) 活用事業施設ごとに適宜表を追加し記載すること。
- (2) 活用事業施設の種類の、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載すること。
- (3) 活用事業施設の規模は、上屋の場合は敷地面積、栈橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載すること。
- (4) 設置位置については、平面図を添付することとし、「2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間」に示した漁港施設等との関係が明らかとなるよう配慮して記載すること。
なお、同一の平面図に活用事業施設をまとめて記載することを妨げない。
- (5) 活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合は、漁港施設の形質の変更内容を記載すること（その記載がない場合は、別途、漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定により、漁港管理者の許可が必要となるので留意すること。）。
- (6) 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土を行う場合は、その内容を記載すること（その記載がない場合は、別途、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、漁港管理者の許可が必要となるので留意すること。）。

4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間及びその内容
② 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域
③ 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間
④ 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
⑤ 平面図

備考

- (1) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間及びその内容については、実施しようとする遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供に関する事業内容を記載するとともに、活用推進計画に定められた範囲内で、その実施期間を記載すること。
- (2) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域については、漁港の所在地、漁港名及び当該水域の面積を記載すること。
- (3) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間については、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の範囲内において、10年を超えない期間を記載すること。
- (4) 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項については、「3 2に定めた漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類、規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項」にない、記載すること。
- (5) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の場所及びその範囲が明らかとなるよう平面図に示すこと。

(第6面)

- 5 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

--

備考

- (1) 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の施設の撤去、引渡しその他の措置について、その実施内容を記載すること。
- (2) 記載に当たっては、貸付けを受けようとする漁港施設、占有をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載すること。

- 6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

--

備考

- (1) 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画を記載すること。
- (2) 記載に当たっては、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業とそれ以外の漁港施設等活用事業の別に記載することが望ましい。ただし、当該漁港施設等活用事業が一体的な資金計画及び収支計画である場合は、この限りでない。

宮城県知事 殿

誓 約 書

私は、 漁港施設等活用事業実施計画の（変更）認定を申請するに当たって、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第51条各号のいずれにも該当しないことを宣誓するとともに、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 実施計画の（変更）認定を受けた場合に、（変更）認定を受けた区域内において（変更）認定を受けた事業活動以外の活動（宗教活動、政治活動等をいう。）を行わないこと。
- 2 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行わないこと。
- 3 漁港施設等活用事業を遂行するに当たって、関連する法令を遵守し、不正行為、違法行為等を行わないこと。
- 4 漁港施設等活用事業を遂行するに当たって、知り得た個人情報について、以下のとおり対応すること。
 - (1) 個人情報を適切な方法で管理し、個人情報の漏えい及び不正利用を防止すること。
 - (2) 個人情報を第三者に開示、提供、譲渡、販売等しないこと。
 - (3) 漁港施設等活用事業終了後においても、個人情報を適切に管理すること。
 - (4) 漁港施設等活用事業終了後も、本誓約書に違反した場合には、損害賠償責任を負うこと。

年 月 日

住所又は所在地：

氏名又は名称及び法人にあつては

その代表者の氏名：

印

連絡先：

（第 1 面）

漁港施設等活用事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第43条第4項の規定により、
年 月 日付け 第 号で認定された 漁港に係る実施計画の変更認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の概要

(1) 実施しようとする漁港施設等活用事業の実施期間及び内容の変更

①実施期間の変更 変更前の事業の実施期間： 変更後の事業の実施期間：
②漁港施設等活用事業の内容の変更
③基本施設の利用方法等の変更

(第2面)

(2) 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間の変更

平面図

(貸付けを受けようとする漁港施設の変更)

施設名	漁港施設の 種類	施設所有者	変更前		変更後	
			数量	貸付期間	数量	貸付期間

(占用をしようとする漁港の区域内の水域の変更)

水域名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占用の期間	面積 (㎡)	占用の期間

(占用をしようとする漁港の区域内の公共空地の変更)

公共空地名	変更前		変更後	
	面積 (㎡)	占用の期間	面積 (㎡)	占用の期間

備考

- (1) 変更箇所がわかるように平面図に示すこと。
- (2) 漁港施設の数量若しくは貸付期間又は水域若しくは公共空地の面積若しくは占用の期間について、変更の前後がわかるように表で示すこと。

(第3面)

(3) 漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類の及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項の変更

活用事業施設名	活用事業施設の種類	活用事業施設の目的及び事業に対する位置付け	変更前			変更後		
			規模	形質の変更内容	工作物の建設若しくは改良又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項	規模	形質の変更内容	工作物の建設若しくは改良又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項

備考

- (1) 変更の前後がわかるように表で示すこと。
- (2) 活用事業施設の変更箇所がわかるように図面に示すこと。当該活用事業施設の設置位置が変更となる場合は、その前後がわかるように示すこと。

(4) 漁港水面施設運営権の設定に関する事項の変更

漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間及びその内容	漁港水面施設運営権の水域	変更前		変更後	
		存続期間	活用事業施設の設置に関する事項	存続期間	活用事業施設の設置に関する事項

備考

- (1) 存続期間の更新に伴う変更又は漁港水面施設運営権の水域に設置する活用事業施設の変更がある場合は、変更の前後がわかるように表で示すこと。
- (2) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業又は漁港水面施設運営権の水域の変更をする場合は、その有している漁港水面施設運営権の取消しを受けて、改めて漁港水面施設運営権の設定を受けること。
- (5) 貸付け又は占有の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容の変更

--

漁港水面施設運営権に係る存続期間更新申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で設定を受けた漁港水面施設運営権について、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第57条第2項及び漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第46条第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて、下記のとおり存続期間の更新の申請をします。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 存続期間の更新を申請する漁港水面施設運営権
 - (1) 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間及びその内容
 - ア 漁港施設等活用事業の実施期間
 - イ 漁港施設等活用事業の内容
 - (2) 漁港水面施設運営権の水域
市町村 漁港（ m²）
なお、漁港水面施設運営権の水域の場所及び範囲は、年 月 日付け 第 号で認定を受けた漁港施設等活用事業実施計画の平面図による。
 - (3) 漁港水面施設運営権の存続期間
- 3 漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間
- 4 その他必要と認める事項
- 5 添付書類の目録

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成12年宮城県規則第124号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(皆伐面積の限度の公表)</p> <p>第13条 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による公表は、<u>公報への登載又はインターネットの利用により行うものとする。</u></p> <p>(申請書等の提出場所)</p> <p>第18条 法第32条第1項の意見書、法第34条第1項又は第2項の規定による許可に係る許可申請書及び同条第9項の届出書、法第34条の2第1項の届出書、法第34条の3第1項の届出書、省令第60条第2項の届出書、省令第63条第2項の届出書、省令第65条第1項の届出書、条例に基づく申請書<u>（次の各号に掲げる開発行為に係るものを除く。）</u>及び変更許可申請書並びにこの規則に基づく申請書、届出書及び報告書は、申請、届出又は報告に係る森林又は保安林の所在場所を所管する地方振興事務所（当該地方振興事務所が2以上のときは、当該森林又は保安林の主たる所在場所を所管する地方振興事務所）に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）第10条第1項に規定する自然環境保全協定の締結を要する開発行為</u></p> <p>(2) <u>再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定するものをいう。）の設置を目的とする開発行為</u></p>	<p>(皆伐面積の限度の公表)</p> <p>第13条 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による公表は、<u>公報に登載して行うものとする。この場合において、知事は、関係市町村の長に対し、当該市町村の事務所に掲示を依頼するものとする。</u></p> <p>(申請書等の提出場所)</p> <p>第18条 法第32条第1項の意見書、法第34条第1項又は第2項の規定による許可に係る許可申請書及び同条第9項の届出書、法第34条の2第1項の届出書、法第34条の3第1項の届出書、省令第60条第2項の届出書、省令第63条第2項の届出書、省令第65条第1項の届出書、条例に基づく申請書及び変更許可申請書並びにこの規則に基づく申請書、届出書及び報告書は、申請、届出又は報告に係る森林又は保安林の所在場所を所管する地方振興事務所（当該地方振興事務所が2以上のときは、当該森林又は保安林の主たる所在場所を所管する地方振興事務所）に提出するものとする。</p>

様式第17号の2（第15条関係）

保安林内植栽義務例外承認申請書	
[略]	
[略]	[略]
保安林の所在場所	[略]
伐採完了年月日	_____
[略]	[略]
[略]	

様式第17号の2（第15条関係）

保安林内植栽義務例外承認申請書	
[略]	
[略]	[略]
保安林の所在場所	[略]
[略]	[略]
[略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則（昭和38年宮城県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例)</u></p> <p>3 <u>納期限が令和2年4月16日から令和5年9月30日までの間に到来する使用料は、当該使用料の納入義務者が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事が認めるときは、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第42条第1項の規定にかかわらず、期限後2年以内に督促するものとする。</u></p>

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

港 湾 施 設 載 荷 重 制 限 表

港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m ²)
仙台塩釜 (仙台港区)	中野ふ頭岸壁	2.0
	雷神ふ頭岸壁	2.0
	高松ふ頭岸壁	2.0
	高砂ふ頭岸壁	2.0
	向洋ふ頭岸壁	2.0
	中野南岸壁	2.0
	中野1号上屋	2.5
	高砂1号上屋	2.0
	高砂コンテナ1号上屋	2.0
	栄船だまり岸壁	1.0
仙台塩釜 (塩釜港区)	貞山ふ頭1号岸壁	3.0
	貞山ふ頭2号岸壁	2.0
	貞山ふ頭3号栈橋	2.0
	貞山ふ頭4号栈橋	2.0
	東ふ頭岸壁	1.0
	中ふ頭東側岸壁	1.5
	中ふ頭西側栈橋	1.0
	中ふ頭東側栈橋	1.5
	東中ふ頭間物揚場	1.0
	中ふ頭港橋前物揚場	1.0
	西ふ頭栈橋	1.5
	西ふ頭東側物揚場	1.0
	西ふ頭東側栈橋	1.0
	西ふ頭浮栈橋	0.5
	東宮ふ頭栈橋	1.5
	要害浦物揚場	0.5
	東宮浜物揚場	0.5
	清水物揚場	0.5
	花渚浜物揚場	1.0
	吉田浜物揚場	1.0
	吉田花渚浜物揚場	1.0
	石浜(桂島)物揚場	1.0
	石浜栈橋	0.5
	石浜北物揚場	1.0
	千賀の浦観光物揚場	1.0
	レジャー用小型船舶物揚場	0.3
	中の島栈橋	0.5
	牛生栈橋	1.0
	代ヶ崎清水栈橋	0.5
	代ヶ崎物揚場	1.0
	代ヶ崎船だまり物揚場	1.5
小浜物揚場	1.0	
貞山ふ頭1号上屋	2.0	
貞山ふ頭2号上屋	2.0	
中ふ頭上屋	3.0	
西ふ頭上屋	2.0	

仙台塩釜 (石巻港区)	南浜ふ頭岸壁	1.5
	潮見1,000トン岸壁	1.5
	日和1万トン岸壁	1.5
	日和1,000トン岸壁	1.5
	日和1万5,000トン岸壁	2.0
	日和三河ふ頭岸壁	1.0
	中島ふ頭岸壁	1.5
	大手ふ頭岸壁	1.5
	南浜大型栈橋	1.0
	門脇大型栈橋	2.0
	仲町物揚場栈橋	1.5
	右岸物揚護岸	2.0
	大曲物揚場	1.0
	大手上屋	3.0
	中島1号上屋	2.0
	雲雀野中央ふ頭岸壁	2.0
	雲雀野北ふ頭岸壁	2.0
	仙台塩釜 (松島港区)	東浜栈橋
松島海岸通り80m浮栈橋		1.0
松島突堤物揚場		1.0
福浦島物揚場		1.0
上記以外の全域の栈橋、物揚場		0.5
気仙沼	朝日ふ頭岸壁	1.5
女川	全域の岸壁、物揚場	1.0
荻浜	突堤物揚場	0.5
	上記以外の全域の物揚場	1.5
雄勝	立浜-1.5m物揚場	2.0
	立浜物揚場	2.0
	立浜(-2.0m)物揚場	0.5
	大浜(-2.0m)物揚場	0.5
	唐桑-2.0m物揚場	1.5
	浪板物揚場(2)	2.0
	水浜物揚場	1.5
	上記以外の全域の物揚場	1.0
金華山	全域の物揚場	1.5
御崎	全域の物揚場	1.0
表浜	全域の物揚場	1.5

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入港料条例施行規則の一部を改正する規則

入港料条例施行規則（昭和 52 年宮城県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る納期の特例）</u></p> <p><u>2 令和 2 年 4 月 16 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に仙台塩釜港に入港する船舶から徴収する入港料について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により知事が必要があると認めるときは、第 3 条の規定の適用については、同条中「2 月以内」とあるのは、「2 年以内」とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則（平成12年宮城県規則第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る督促の特例）</u></p> <p><u>3 納期限が令和2年4月16日から令和5年9月30日までの間に</u> <u>到来する占用料等は、当該占用料等の納入義務者が新型コロナウ</u> <u>イルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル</u> <u>ス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、</u> <u>人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限</u> <u>る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の</u> <u>影響により当該納期限までに納付することが困難であると知事</u> <u>が認めるときは、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第42条</u> <u>第1項の規定にかかわらず、期限後2年以内に督促するものとし</u> <u>る。</u></p>																				
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">港 湾 区 域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">港湾名</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仙台塩釜 (松島港区)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市字三の浜1番地先南端海岸(北緯38度52分)</td> </tr> </tbody> </table>	港 湾 区 域		港湾名	区 域	[略]	[略]	仙台塩釜 (松島港区)	[略]	気仙沼	気仙沼市字三の浜1番地先南端海岸(北緯38度52分)	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">港 湾 区 域</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">港湾名</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仙台塩釜 (松島港区)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>	港 湾 区 域		港湾名	区 域	[略]	[略]	仙台塩釜 (松島港区)	[略]		
港 湾 区 域																					
港湾名	区 域																				
[略]	[略]																				
仙台塩釜 (松島港区)	[略]																				
気仙沼	気仙沼市字三の浜1番地先南端海岸(北緯38度52分)																				
港 湾 区 域																					
港湾名	区 域																				
[略]	[略]																				
仙台塩釜 (松島港区)	[略]																				

	<u>37秒、東経141度36分30秒) から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された気仙沼漁港の区域を除く。</u>
[略]	[略]
金華山	[略]
御崎	[略]
表浜	<u>小淵三角点(105.1m)(北緯38度18分59秒、東経141度28分1秒) から322度420mの地点から0度750mの地点まで引いた線、同地点から98度25分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</u>

[略]	[略]
金華山	[略]
気仙沼	<u>気仙沼市字三の浜1番地先南端海岸(北緯38度52分37秒、東経141度36分30秒) から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により指定された気仙沼漁港の区域を除く。</u>
御崎	[略]

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

港 湾 施 設 載 荷 重 制 限 表

港 名	施 設 名	制限載荷重 (t/m ²)
仙台塩釜 (仙台港区)	中野ふ頭岸壁	2.0
	雷神ふ頭岸壁	2.0
	高松ふ頭岸壁	2.0
	高砂ふ頭岸壁	2.0
	向洋ふ頭岸壁	2.0
	中野南岸壁	2.0
	雷神護岸II	2.0
仙台塩釜 (塩釜港区)	貞山ふ頭1号岸壁	3.0
	貞山ふ頭2号岸壁	2.0
	貞山ふ頭3号栈橋	2.0
	貞山ふ頭4号栈橋	2.0
	東ふ頭岸壁	1.0
	中ふ頭東側岸壁	1.5
	中ふ頭西側栈橋	1.0
	中ふ頭前面護岸	1.0
	中ふ頭東側栈橋	1.5
	東中ふ頭間物揚場	1.0
	中ふ頭港橋前物揚場	1.0
	西ふ頭栈橋	1.5
	西ふ頭東側物揚場	1.0
	西ふ頭東側栈橋	1.0
	東宮ふ頭栈橋	1.5
	要害浦物揚場	0.5
	東宮浜物揚場	0.5
	清水物揚場	0.5
	花洲浜物揚場	1.0
	吉田浜物揚場	1.0
石浜(桂島)物揚場	1.0	
東宮浜護岸	0.5	
千賀の浦観光物揚場	1.0	
仙台塩釜 (石巻港区)	南浜ふ頭岸壁	1.5
	潮見1,000トン岸壁	1.5
	日和1万トン岸壁	1.5
	日和1,000トン岸壁	1.5
	日和1万5,000トン岸壁	2.0
	日和三河ふ頭岸壁	1.0
	中島ふ頭岸壁	1.5
	大手ふ頭岸壁	1.5
	南浜大型栈橋	1.0
	貯木場南側護岸	1.0
	港口部東護岸	1.0

	門脇大型栈橋	2.0
	仲町物揚場栈橋	1.5
	右岸物揚護岸	1.0
	左岸護岸	1.0
	日和護岸	1.0
	大曲物揚場	1.0
	雲雀野中央ふ頭岸壁	2.0
	雲雀野北ふ頭岸壁	2.0
仙台塩釜 (松島港区)	東浜栈橋	1.0
	松島海岸通り 80m浮栈橋	1.0
	松島突堤物揚場	1.0
	福浦島物揚場	1.0
	上記以外の全域の護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場	0.5
気仙沼	朝日ふ頭岸壁	1.5
	小々汐護岸	1.0
	梶ヶ浦護岸	1.0
	朝日護岸	1.0
女川	全域の護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場	1.0
萩浜	突堤物揚場	0.5
	上記以外の全域の護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場	1.5
雄勝	立浜-1.5m物揚場	2.0
	立浜物揚場	2.0
	立浜(-2.0m)物揚場	0.5
	大浜(-2.0m)物揚場	0.5
	唐桑-2.0m物揚場	1.5
	浪板物揚場(2)	2.0
	水浜物揚場	1.5
	上記以外の全域の護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場	1.0
金華山	全域の物揚場	1.5
	全域の護岸、堤防、岸壁及び栈橋	1.0
御崎	全域の護岸、堤防、岸壁、栈橋及び物揚場	1.0
表浜	全域の物揚場	1.5

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">港湾区域内水域・港湾隣接地域内公共空地占用許可（更新）申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> その他知事が必要と認める図書の提出を求められた場合は添付すること。</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">港湾区域内水域・港湾隣接地域内公共空地占用許可（更新）申請書</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> </div> </div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（当座借越の方法）</u> 第64条 会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関から当座借越を受けようとするときは、その借越額について当該金融機関を受取人とする小切手を振り出す方法又は当該金融機関が定める方法により行うものとする。</p> <p>（見積書の徴収） 第109条 [略] (1)～(4) [略] (5) 前各号に定める場合のほか、1件の予定価格が<u>100万円</u>未満の契約を締結しようとする場合において、契約執行者が適当と認めるとき。</p> <p>2 [略] (1)～(4) [略] (5) 1件の予定価格が<u>50万円</u>未満の契約を締結しようとする場合において、2人以上の者から見積書を徴しても価格、品質及び規格のいずれについても同程度のものが得られると契約執行者が認めるとき。 (6)・(7) [略]</p> <p>（物品の分類） 第138条 [略] 2 備品に該当する物品のうち取得価格又は取得時における評価額が<u>10万円</u>未満のもの（知事が特に指定するものを除く。）及び</p>	<p><u>（小切手の振出し）</u> 第64条 会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関から当座借越を受けようとするときは、その借越額について当該金融機関を受取人とする小切手を振り出さなければならない。</p> <p>（見積書の徴収） 第109条 [略] (1)～(4) [略] (5) 前各号に定める場合のほか、1件の予定価格が<u>50万円</u>未満の契約を締結しようとする場合において、契約執行者が適当と認めるとき。</p> <p>2 [略] (1)～(4) [略] (5) 1件の予定価格が<u>20万円</u>未満の契約を締結しようとする場合において、2人以上の者から見積書を徴しても価格、品質及び規格のいずれについても同程度のものが得られると契約執行者が認めるとき。 (6)・(7) [略]</p> <p>（物品の分類） 第138条 [略] 2 備品に該当する物品のうち取得価格又は取得時における評価額が<u>5万円</u>未満のもの（知事が特に指定するものを除く。）及び</p>

使用目的が特殊なため知事が備品又は動物として扱うことが不適当と認めたものは、消耗品等として管理することができる。

(重要物品)

第139条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に規定する物品以外の物品（第1号アに規定する自動車を除く。）で取得価格又は取得時の評価額が300万円以上のもの

使用目的が特殊なため知事が備品又は動物として扱うことが不適当と認めたものは、消耗品等として管理することができる。

(重要物品)

第139条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に規定する物品以外の物品（第1号アに規定する自動車を除く。）で取得価格又は取得時の評価額が200万円以上のもの

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県告示第304号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和60年宮城県告示第354号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
出納員	[略]	[略]		[略]	出納員	[略]	[略]		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4 各地方公 所（教育委 員会の地方 機関及び教 育機関並び に警察署を 除く。）の庶 務を掌理す る総括次長 （これに相 当する職を 置かない地 方公所にあ っては、地 方公所長の 次席の職員）及び契	[略]	[略]	[略]	[略]	4 各地方公 所（教育委 員会の地方 機関及び教 育機関並び に警察署を 除く。）の庶 務を掌理す る総括次長 （これに相 当する職を 置かない地 方公所にあ っては、地 方公所長の 次席の職員）及び契	[略]	[略]	[略]	[略]

約担当を命
ぜられた総
括次長、農
業大学の
出納事務を
担当する副
校長、教育
委員会の各
地方機関及
び各教育機
関（県立学
校を除く。）
の総括次
長、県立学
校の事務部
長、事務室
長又は事務
長並びに各
警察署の副
署長又は次
長（会計官
又は副参事
を置く警察
署にあって
は、会計官
又は副参事
（会計課長
を兼務する
場合を除
く。))

約担当を命
ぜられた総
括次長、東
京事務所の
出納事務を
担当する副
所長、農業
大学の出
納事務を担
当する副校
長、教育委
員会の各地
方機関及び
各教育機関
（県立学校
を除く。）の
総括次長、
県立学校の
事務部長、
事務室長又
は事務長並
びに各警察
署の副署長
又は次長
（会計官又
は副参事を
置く警察署
にあって
は、会計官
又は副参事

					(会計課長 を兼務する 場合を除 く。))				
--	--	--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

宮城県告示第305号

平成8年宮城県告示第412号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">工 事 請 負 契 約 書 [略]</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>第1条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（関連工事の調整）</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の</u></p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">工 事 請 負 契 約 書 [略]</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p> <p>この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。<u>ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者は電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。</u>ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>第1条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（関連工事の調整）</p> <p>第2条 [略]</p>

機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条～第5条 [略]

(下請負の制限等)

第6条 [略]

2 受注者は、工事の一部を第52条第11号アからオまでに掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 [略]

第7条 [略]

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条 [略]

2 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ [略]

(2) [略]

ア [略]

イ [略]

第9条・第10条 [略]

第3条～第5条 [略]

(下請負の制限等)

第6条 [略]

2 受注者は、工事の一部を第52条第11号イからホまでに掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 [略]

第7条 [略]

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条 [略]

2 [略]

(1) [略]

イ [略]

ロ [略]

(2) [略]

イ [略]

ロ [略]

第9条・第10条 [略]

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、同条第3項本文の規定に該当する場合又は入札公告において主任技術者若しくは監理技術者の専任配置を求めている場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者、同項第2号の規定に該当する場合は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。））、同条第5項の規定に該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

2～5 [略]

第12条～第24条 [略]

(工期の変更方法)

第25条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、同条第3項本文の規定に該当する場合又は入札公告において主任技術者若しくは監理技術者の専任配置を求めている場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者、同項ただし書の規定に該当する場合は監理技術者補佐、（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）同条第5項の規定に該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

2～5 [略]

第12条～第24条 [略]

(工期の変更方法)

第25条 [略]

2 [略]

(請負代金額の変更方法等)

第26条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 [略]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 [略]

2～8 [略]

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第28条～第36条 [略]

(前払金)

第37条 [略]

2～7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求するこ

第26条 [略]

2 [略]

3 [略]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 [略]

2～8 [略]

第28条～第36条 [略]

(前払金)

第37条 [略]

2～7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求するこ

とができる。

第38条・第39条 [略]

(前払金の使用等)

第40条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第41条～第51条 [略]

(発注者の催告によらない解除権)

第52条 [略]

(1)～(10) [略]

(11) [略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当するこ

とができる。

第38条・第39条 [略]

(前払金の使用等)

第40条 受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金のうち令和8年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第41条～第51条 [略]

(発注者の催告によらない解除権)

第52条 [略]

(1)～(10) [略]

(11) [略]

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

ニ [略]

ホ [略]

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当するこ

とを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第53条～第56条 [略]

(解除に伴う措置)

第57条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第37条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による前払金及び第38条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第41条及び第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条、第52条又は第59条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第50条、第54条又は第55条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 [略]

とを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第53条～第56条まで [略]

(解除に伴う措置)

第57条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第37条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による前払金及び第38条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第41条及び第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第51条、第52条又は第59条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第50条、第54条又は第55条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 [略]

第58条 [略]

(発注者の損害賠償請求等)

第59条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 [略]

(受注者の損害賠償請求等)

第60条 [略]

2 第35条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第61条・第62条 [略]

(賠償金等の徴収)

第63条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数

第58条 [略]

(発注者の損害賠償請求等)

第59条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 [略]

(受注者の損害賠償請求等)

第60条 [略]

2 第35条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第61条・第62条 [略]

(賠償金等の徴収)

第63条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数

につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第64条～第67条 [略]

様式第2号

工 事 請 負 変 更 契 約 書
[略]

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

[略]

につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第64条～第67条 [略]

様式第2号

工 事 請 負 変 更 契 約 書
[略]

この契約の証として、本書__通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者は電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

[略]